
地下水採取規制の届出及び規制の手引き

地盤沈下は、かつて市域の南西部を中心に著しく進行し、大きな社会問題となりました。

昭和49年度に、条例による地下水の採取規制を開始してから、地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはありません。

このリーフレットは、事業者の皆様にご地盤沈下防止に努めていただくために、地下水採取規制の概要をお知らせするとともに届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

名古屋市環境局

1 名古屋市内の地下水の採取に関する規制について

名古屋市では、工業用水法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下、「環境保全条例」）により地下水の採取を規制しており、工場・事業場が**動力を用いて地下水を採取する場合**は、設備の規模によって許可または届出が必要です。

動力を用いて地下水を採取する場合、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるものを工業用水法では「井戸」、環境保全条例では「揚水設備」として、許可の対象となっており、許可基準に適合しないものは設置できません。

また、揚水機の吐出口断面積が 6 cm^2 以下のものを環境保全条例では「井戸設備」といい、設置する場合は届出が必要です。

なお、一般家庭で使用するために地下水を採取する場合は規制の対象にはなりません。

表1 地下水の採取規制

揚水機の吐出口断面積	1 9 cm ² 超	1 9 cm ² 以下 6 cm ² 超	6 cm ² 以下
市内全域	設置不可	環境保全条例の「 揚水設備 」となります。 (3-1へ)	環境保全条例の「 井戸設備 」となります。 (3-2へ)
工業用水法指定地域※内で工業用に地下水を採取する場合	工業用水法の「 井戸 」となります。 (2へ)		

※工業用水法の指定地域については、「2 工業用水法による規制」をご確認ください

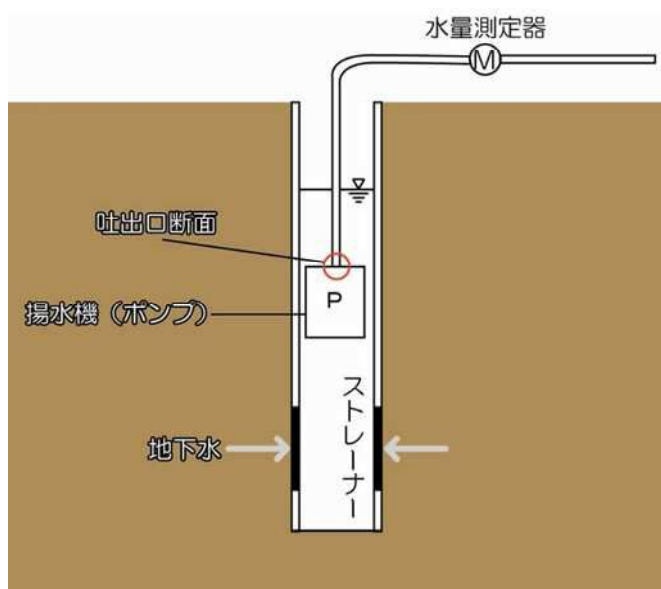


図1 揚水設備等の概略図（水中ポンプの場合）

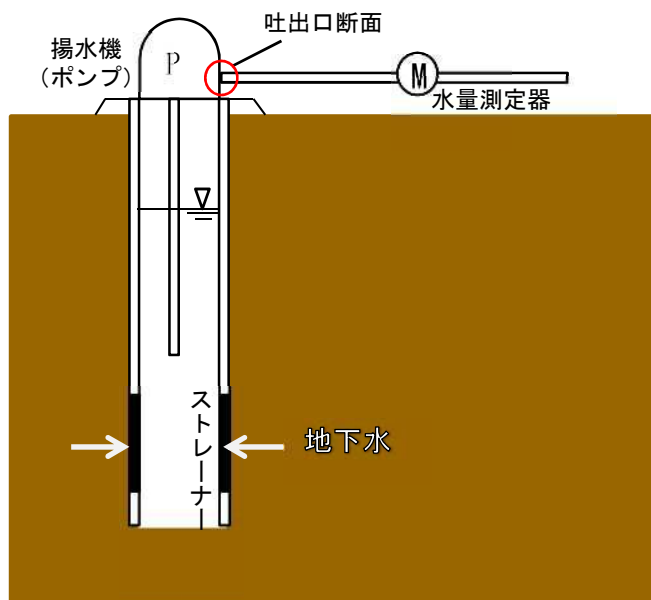


図2 揚水設備等の概略図（地上ポンプの場合）

2 工業用水法による規制

工業用水法指定地域（図 3）内で、工業用（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）に地下水を採取する場合であって、**揚水機の吐出口断面積が 6 cm²を超える場合は**あらかじめ市長の許可が必要となります。工業用水法に基づく井戸の設置許可申請については、名古屋市環境局地域環境対策課まで申請してください。

工業用水法の対象となる場合、環境保全条例の揚水設備の許可申請等は必要ありません（ただし、**揚水機の吐出口断面積が 6 cm²以下の場合は、環境保全条例の井戸設備の届出が必要**となります。）。



工業用水法指定地域

南区（東海旅客鉄道東海道本線以西の地域に限る。）及び港区（中川運河及びその右岸南端と潮見町の西端とを結ぶ線以东の地域に限る。）。ただし、公有水面を除く。

この背景地図等データは、国土地理院の地理院地図を利用している。

図 3 工業用水法指定地域

新設の井戸については、以下の許可基準が適用されます。許可基準に適合しないものについては許可されません。

表 2 許可基準

図 3 による区分		揚水機の吐出口断面積※	ストレーナーの位置
イ	南区、港区(堀川以西及び潮見町を除く地域)	4 6 cm ² 以下	8 0 m以深
		4 6 cm ² を超えるもの	3 0 0 m以深
ロ	上記以外の地域	4 6 cm ² 以下	9 0 m以深
		4 6 cm ² を超えるもの	1 8 0 m以深

※ジョイント等により吐出口断面積を小さくしたものは認められません。

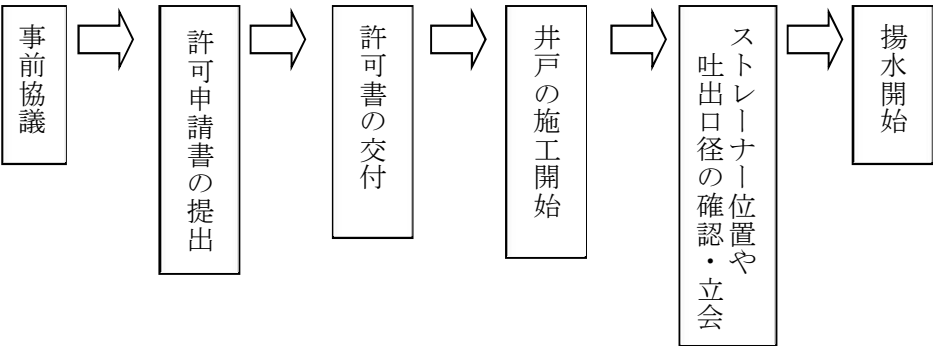


図 4 許可申請の流れ

※井戸を設置する事業者には年に 1 度の地下水採取量等の報告義務があります。
詳しくは名古屋市環境局地域環境対策課（☎972-2675）までお問い合わせください。

3 環境保全条例による規制

3-1 揚水設備について

揚水機の吐出口断面積が 6 cm²を超える場合、あらかじめ市長の許可が必要となります。

新設の揚水設備については、以下の許可基準が適用されます。許可基準に適合しないものについては許可されません。

また、許可を受けた揚水設備について、許可基準に係る事項等を変更する場合は、変更の許可が必要となります。

なお、1 事業所あたりの吐出口断面積の合計が 19 cm²を超える揚水設備を設置している場合は、条例で定める構造等を満たす水量測定器の設置義務があります。

揚水設備の設置許可申請については、第 21 号様式に記入の上、揚水設備の位置図と構造概略図、配管系統図、地下水利用系統図、循環使用方法を明記した書類、工場等の事業内容及び工場の付近見取図を添付し、設置する区を所管する公害対策課まで申請してください。

表 3 許可基準

揚水機の吐出口断面積	19 cm ² 以下※
ストレーナーの位置	地表面下 10 m 以浅
揚水機の原因機の定格出力	2.2 kW 以下
1 事業所あたりの総揚水量	1 日あたり 350 m ³ 以下

※ジョイント等により吐出口断面積を小さくしたものは認められません。

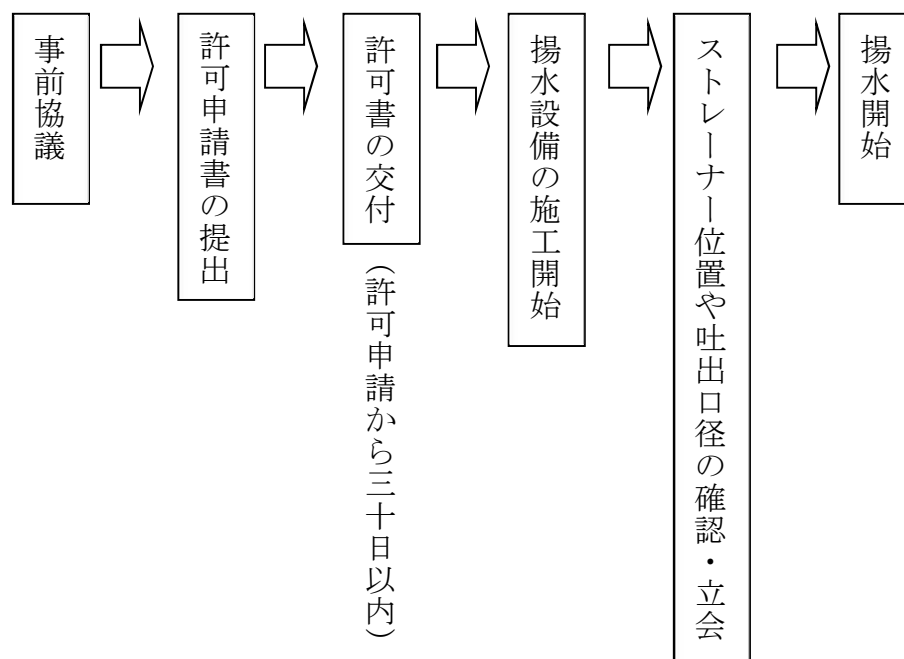


図 5 許可申請の流れ

3-2 井戸設備について

揚水機の吐出口断面積が6㎤以下※の場合は設備を設置するにあたり、あらかじめ市長への届出が必要となります。また、井戸設備について届出事項を変更する場合は、変更の届出が必要となります。

井戸設備の設置届出については、第27号様式に記入の上、井戸設備の位置図と構造概略図を添付して、設置する区を所管する公害対策課まで提出してください。

※ジョイント等により吐出口断面積を小さくしたものは認められません。

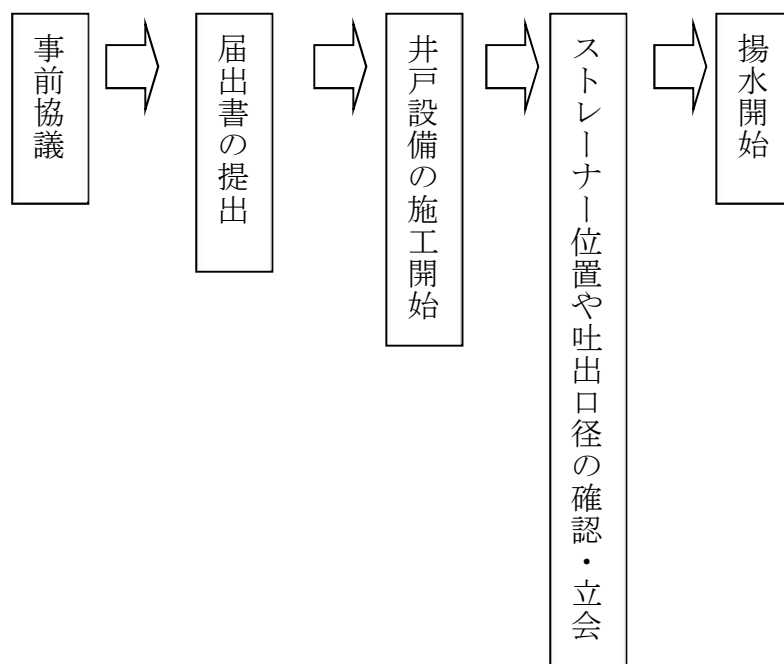


図6 届出の流れ

井戸設備については揚水量や井戸の深さなどの規制はありませんが、地盤沈下防止のため、水の循環使用や他水源の利用など、できる限り揚水量を減らし、1事業所あたりの総揚水量を揚水設備の許可基準内とするようお願いします。

3-3 揚水量及び地下水位の測定・報告義務について

揚水設備または井戸設備を設置する事業者には、地下水位と地下水採取量の測定義務と年1回の報告義務があります。

揚水設備または井戸設備の毎月の揚水量及び地下水位を測定し、結果を第26号様式に記入して、毎年4月に設置する区を所管する公害対策課まで提出してください。

井戸設備を設置する事業者には、平成24年4月1日から、揚水設備と同様に揚水量及び地下水位の測定と報告が義務づけられています。

今後、井戸設備を設置または構造変更する場合は、揚水量及び地下水位が把握できるような構造にしてください。

4 災害応急用井戸

災害時には水道施設が甚大な被害を受け、水の確保が困難な状況となることが予想されます。このような状況に備えるため、名古屋市では地域住民の生活用水（トイレ及び洗濯等の日常生活に利用される水）の確保を目的として、揚水設備及び井戸設備について「災害応急用井戸」の指定を行っております。

災害応急用井戸は、揚水設備又は井戸設備を設置する事業者の方から、協力について申請書の提出があった場合に、市が現場調査を実施した後に指定します。

災害応急用井戸に指定された場合、名古屋市が発行する「あなたの街の地震ハザードマップ」に事業所名と住所を掲載させていただくほか、災害時に周辺住民の方への生活用水の提供にご協力をいただきます。

申請書等の提出及び問合せについては、災害応急用井戸を設置する区を所管する公害対策課までお願いします。

5 環境保全条例に関する申請、届出の内容

	種 類	内 容	期 限 等
揚 水 設 備 関 係	地下水採取許可申請書 (第 21 号様式)	揚水設備を設置しようとする とき	揚水設備の設置工事の 30 日前まで
	揚水設備変更許可申請書 (第 23 号様式)	揚水設備の地下水の用途、スト レーナーの位置、ポンプ等の吐 出口の断面積又は能力、揚水量 を変更しようとするとき	変更の 30 日前まで
	水量測定器設置報告書 (第 24 号様式)	水量測定器を設置しようとする とき	設置工事の前まで
井 戸 設 備 関 係	井戸設備設置届出書 (第 27 号様式)	井戸設備を設置しようとする とき	井戸設備の設置工事の 前まで
	井戸設備変更届出書 (第 28 号様式)	井戸設備の地下水の用途、スト レーナーの位置、ポンプ等の吐 出口断面積又は能力、揚水量を 変更しようとするとき	変更の前まで
共 通	氏名等変更届出書 (第 5 号様式)	事業場の名称、住所、代表者氏 名を変更したとき	変更した日から 30 日以 内
	廃止届出書 (第 6 号様式)	揚水設備、井戸設備を廃止した とき	廃止したときから 30 日 以内
	承継届出書 (第 7 号様式)	揚水設備、井戸設備を承継した とき	承継した日から 30 日以 内
	揚水量等測定記録表 (第 25 号様式)	毎日の水量測定結果の記録、月 1 回の地下水位測定結果の記録	3 年間保存
	揚水量等報告書 (第 26 号様式)	月毎の揚水量及び地下水位の 測定結果の報告	前年度分を翌年度の 4 月中

6 公共下水道の使用に関する届出について

地下水を採取し、公共下水道に流す場合は、公共下水道を使用する届出が必要となります。
届出に関する手続きなどの詳細については、名古屋市上下水道局料金課利用促進係（☎350-2203）へお問い合わせください。

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、水源転換（水源を地下水から工業用水道や水道に転換する。）等を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。

名古屋市公式ウェブサイト

<http://www.city.nagoya.jp>

資金融資

サイト内検索



工業用水道の利用について



名古屋市では、地下水くみ上げによる地盤沈下の防止（地下水の代替水）と産業基盤の育成を目的として工業用水の給水を行っております。

地下水を工業用水としてお使いのお客さまで、設備の更新を検討されている方、地下水の水質に不満をお持ちの方がございましたら、工業用水道への切替えをご検討ください。

詳しくは上下水道局施設管理課（☎972-3790）までお問い合わせください。

名古屋市上下水道局公式ウェブサイト

<http://www.water.city.nagoya.jp/>

工業用水



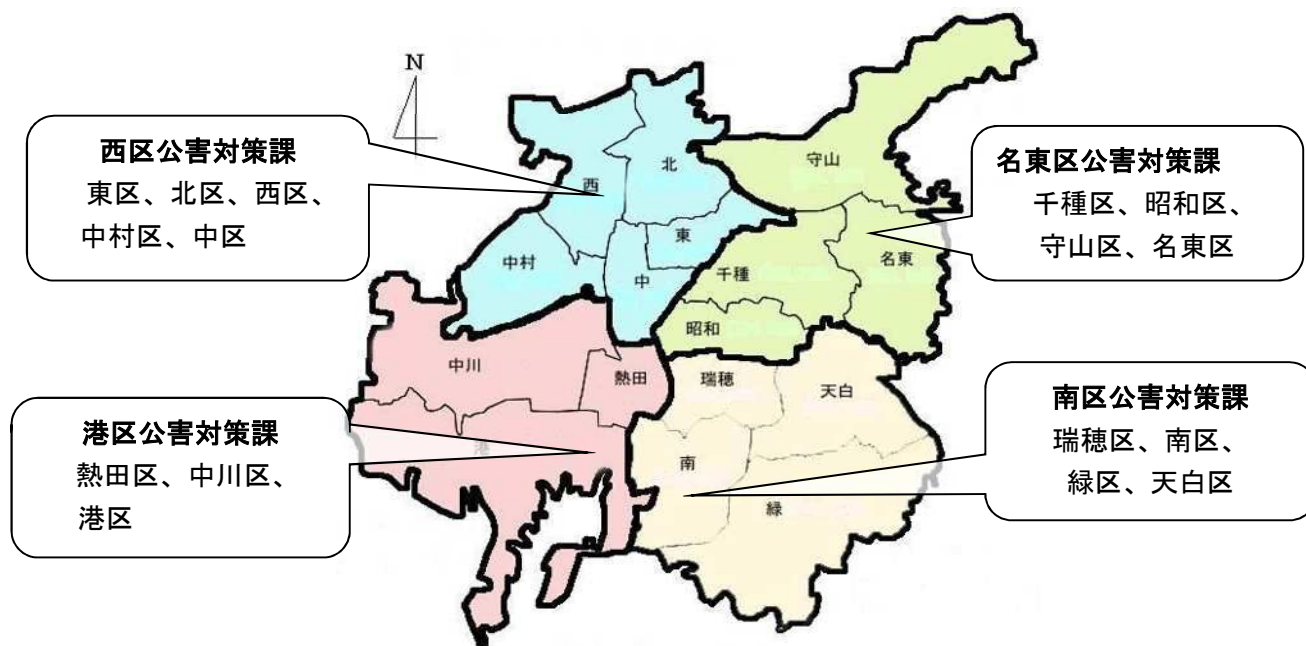
届出・ご相談・お問い合わせ先

工業用水法関係

環境局地域環境対策部	中区三の丸三丁目 1-1	☎ 9 7 2 - 2 6 7 5
地域環境対策課		FAX 9 7 2 - 4 1 5 5

環境保全条例関係

○西区公害対策課	西区花の木二丁目 18-1	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3
(担当区：東・北・西・中村・中)	(西区役所 5 階)	FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
○港区公害対策課	港区港栄二丁目 2-1	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3
(担当区：熱田・中川・港)	(港保健センター 3 階)	FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
○南区公害対策課	南区前浜通 3-10	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2
(担当区：瑞穂・南・緑・天白)	(南区役所 2 階)	FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
○名東区公害対策課	名東区上社二丁目 50	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8
(担当区：千種・昭和・守山・名東)	(名東区役所 1 階)	FAX 7 7 8 - 3 1 1 0



届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

環境 届出

サイト内検索

(R6. 4)